

「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

概 要

1. 法人名等

法 人 名	学校法人実践女子学園
法 人 代 表 者	木島 葉子
担 当 部 署	経営企画部
お 問 合 せ 先	042-585-8804

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
		1-2	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図

- 担当部署（経営企画部）：遵守状況の点検・報告書原案作成
- 常勤監事による確認：取組状況・遵守報告書内容について、妥当性の確認
- 部長会：審議（事前確認）
- 常任理事会（常勤監事出席）：審議
- 理事会（学外理事・監事出席）：審議
- 評議員会：諮問
- 理事会：審議・決定
- 私大連：報告
- ステークホルダー：公表

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	

遵守原則 1 - 1

会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	学園は、創立者下田歌子の「女性が社会を変える、世界を変える」という建学の精神の下、大学・大学院・短期大学部では教育研究上の目的を、中学校高等学校では教育方針を明確にして、学園Webサイト上に掲出することにより広く社会に発信している。これらの目的・方針を実現するため、学園は2020年度に3か年の中期計画を策定し、以降毎年度、進捗状況や環境変化を踏まえて修正（ローリング）を行ってきた。その結果、当初策定した計画内容に一定のめどが立ったことから、計画期間の満了を待つのではなく、新たな改革課題に対応するために、2025年度には中期計画を10か年計画へと発展させるなど、抜本的に内容を見直し、継続的に改革を進めている。中期計画の策定にあたっては、所管部署である経営企画部が、理事会および評議員会に対し、素案策定部署、スケジュール、意見聴取の対象・方法等を事前に報告したうえで、卒業生や外部有識者（教育界の専門家、弁護士等）からの意見聴取を丁寧を実施し、外部視点を重視した策定プロセスを確保している。計画の全体構成は、「2035年にむけた学園の基本方針」、「大学のグランドデザイン」、「中学校高等学校のグランドデザイン」及び「学園のブランディング、キャンパス計画、人事計画、財務計画、基盤整備」として、内容は読み手であるステークホルダーの立場に立ち、カラーやグラフ・図表を多用し、必要に応じ注釈を付ける等、わかりやすいものにし理解の促進につとめている。また、理事会で計画決定後、学内発表を経てWebサイトで学外に公表を行うなど、広く周知している。計画の実行にあたっては、主要なテーマについて、具体的な施策を常任理事会で確認し、半期に一度、目標の達成状況・プロセスの進捗を確認して、急速な環境変化等で計画の修正が必要になった場合には、評議員会に諮問し、理事会で修正計画を審議・決定することとしている。

遵守原則 1－2

会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	学園は、寄附行為および各種規程に基づき、理事の選任・解任、理事会・常任理事会・評議員会の議決事項および職務権限を明確に定め、執行と監視・監督の役割分担を適切に確保している。 理事の業務分担については、毎年度理事会において確認を行い、必要に応じて見直しを実施し、その内容を教職員および外部に公表している。さらに、理事会から常任理事会（業務執行理事で構成され毎週開催）への付託事項を明確にするとともに、「理事職務権限規程」等により各理事の責任と権限を明確化している。 監事については、2名のうち1名を常勤監事として日常的に監査業務に従事させることで、監事機能の強化を図っている。また、評議員に対しては、日常的かつ適切な学園情報の提供を行うことで、協働体制を維持しつつ、相互牽制が働く統治構造を確保している。

基本原則「2. 公共性の確保」

会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	

遵守原則 2 - 1

会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	大学・大学院・短期大学部は、「社会を改革し未来を切り開いていくグローバル人材の育成」を学長方針に掲げ、定期的に三つのポリシーの見直しを行い、学内外に公表している。「卒業認定・学位授与の方針」と「教育課程編成・実施方針」については、カリキュラムとの整合性のチェックを重点的に行うことにより、方針の実質化を図っている。「入学者受入れの方針」は、入学者選抜の実態との整合性のチェック等により実質化を図っている。教育活動については、機関別評価結果、授業評価アンケート等の情報を、学長室の内局であるIR室で分析し、その結果を各種施策に反映することにより、継続的な改善を行っている。また、計画的にFD・SD活動を進め、授業改善や職員の能力・資質の向上を図っている。さらに、大学・大学院・短期大学部に「外部評価・助言委員会」を設け、定期的に外部有識者の意見を聴取して、それぞれの自己点検・評価活動に反映させている。また、留学生の受入・派遣をはじめとするグローバル化の推進については、方向性を明確化し、数値目標を設定したうえで、教育の柱の一つとして計画的に取り組んでいる。

遵守原則 2 - 2

会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	大学・大学院・短期大学部は、長年にわたる社会貢献の実績を踏まえて、2017年9月に社会連携ポリシーを策定し、社会連携に対する姿勢を明確にした。学園では、2021年4月に社会連携推進室を設け、大学・大学院・短期大学部、中学校高等学校を包括した社会・地域連携活動を組織的に推進する体制を整備した。同室を中心に取り組みを進めた結果、企業・自治体との社会連携に参加した学生は延べ7,927名（2025年度実績）に達し、学園Webサイト上に社会連携特設サイトを設けて各種連携実績を積極的に発信している。また、生涯学習センター主催の講座や大学・短期大学部の公開市民講座を通して、広く一般社会や地域への貢献を継続して行っている。さらに、キャンパス所在地である東京都日野市および渋谷区とは包括連携協定を締結し、定期的な情報交換を実施している。直近では、自治体に加えて複数の企業とも包括連携協定を締結し、地域・産業界との協働体制を一層強化している。

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	

遵守原則 3 - 1

会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	監事2名（うち1名は常勤）は、「監事監査規則」に基づき監査計画書を策定し、期中監査・期末監査、往査、監査報告書の作成等の監査業務を実施している。 特に常勤監事は、理事会・評議員会に加え、毎週開催される常任理事会にも継続的に出席し、必要に応じて意見を述べることで監査の実効性を高めている。また、決裁後の稟議書、大学および中学校・高等学校における意思決定会議の資料・議事録等の重要書類を随時閲覧し、担当理事や部署長へのヒアリングを適宜行うなど、日常的な情報収集に努めている。 重要案件やリスクを伴う事業については、当該部署が常勤監事に対し、常任理事会等に付議する前の段階で説明や意見聴取を行う運用を定着させており、監査機能の早期関与とリスク低減に寄与している。 また、監事2名による監事会を月1～2回の頻度で開催し、常勤監事から監査実施状況の報告を受けるとともに、情報共有や意見交換、今後の監査方針・予定の調整を行うことで、監査体制の強化を図っている。 さらに、内部監査室・会計監査人・監事による三様監査連絡会を年4回開催し、実施した監査内容や監査手法の共有を行うことで、各監査の実効性向上と相互連携の強化に努めている。 なお、監事の選任は法令に基づき評議員会が行い、会計監査人の選任についても監事2名の合議を経て評議員会が決定する仕組みとしており、独立性と透明性を確保した監査体制を構築している。

遵守原則 3 - 2

会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	学園では、役員・評議員の選解任および役員報酬の決定プロセスについて、寄附行為および関係規程に基づき理事会等で審議し、その結果を全教職員に周知するとともに、学外にも公表することで、透明性を確保している。 また、理事の業務執行状況については、四半期に1度以上、理事会において報告を受ける仕組みを整備しており、期の途中で報告方法を見直し精度を高めるなど、より詳細な執行状況を把握できる体制へと改善した。さらに、理事会・評議員会・常任理事会の議事録については、決議事項のみならず、議事の経緯や質疑応答の内容まで詳細に記録し、各理事の業務執行に係る情報を適切に整備している。これらの運用を通じて、理事会による理事の業務執行に関する監督機能の強化が図られている。 加えて、評議員会が理事会に対して適切に意見を述べられるよう、月1回の情報共有の機会を設けるなど、評議員会開催以外にも学園情報を提供する仕組みを構築し、協働とけん制の両立を図っている。 また、内部統制、三様監査体制、内部通報制度等を整備し、利益相反や不正行為の防止に向けた実効的な統制環境を構築している。理事長の下には内部監査室を設置し、専任職員を配置している。同室は「内部監査規程」に基づき、法人業務全般を対象とした内部監査を実施し、内部チェック機能の強化を図っている。 内部監査室長は、三様監査連絡会を通じて監事および会計監査人との連携を強化し、内部監査の実質化と監査全体の整合性確保に努めている。 さらに、法令違反が疑われる事象が発生した場合に速やかに通報が行われるよう、内部監査室を窓口とする「公益通報に関する規程」および「法令違反行為に関する通報及び相談窓口設置に関する取扱要領」を制定し、内部通報制度の実効性と信頼性を確保している。

遵守原則 3 - 3

会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	学園は、「情報公開規程」及び「情報開示規程」を制定して、社会に公開する情報の内容、公開対象及び公開方法等の基準を定めている。経営に関わる重要な情報等については、理事会及び評議員会等の会議体に報告したしたうえで、印刷媒体やWebサイトで積極的に発信している。中でも、中期計画、事業計画及び事業報告、財務情報、機関別評価結果等については、透明性の確保にとどまらず、可能な限りグラフ、図版や写真等を多用して、ステークホルダーをはじめとする社会一般にわかりやすく示すよう努めている。

基本原則「4. 継続性の確保」

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	

遵守原則 4 - 1

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。

遵守状況	「遵守」
	コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	学園では理事会を法人の最高意思決定機関として、その下に大学・大学院・短期大学部の意思決定機関である大学短大協議会、中学校・高等学校の意思決定機関である企画運営会議を設置している。毎週開催する常任理事会は、理事会の下、「理事会に付議する事項の事前審議」、「理事会から付託された事項（予め理事会で決定）の審議・決定」、「日常業務のうち重要事項の審議・決定」を行っている。また、常任理事会において、大学短大協議会及び中高企画運営会議の議題（内容）を共有し、経営と教学の連携・協働を図っている。常任理事会の事前審議機関として部長会を設け、理事会において適切な経営判断ができるよう審議内容や資料の事前精査を徹底している。理事会の決定事項に関しては速やかに、イントラネットに掲示し、学内教職員に共有することにより透明性を高めている。 また、理事会および評議員会には外部人材を積極的に登用（【外部人材比率】理事会：47%、評議員会70%）している。さらに、評議員会については、2025年度から定数を大幅に削減し17名体制とすることで、より実質的な議論が可能な構成とした。外部有識者については、理事会や評議員会で意見を聴することに加え、学園の経営上の重要事項について、個別若しくはグループで意見を聴取する場を設けている。大学・大学院・短期大学部、中学校・高等学校では「外部評価・助言委員会」からの意見も積極的に聴取し、教育活動全般に対する取組みについて評価及び助言をいただくこととしている。

遵守原則 4 - 2

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	学園では、財務基盤、経営基盤の強化に様々取り組んでいる。 財政運営においては、中期計画の中で基本金組入れ前収支差額の目標値を設定し、あわせて予算編成方針を定めることで、学園全体として統一的な財務運営の枠組みを構築している。これにより、中学校・高等学校・大学の設置校全体で、財務基盤強化に向けた取り組みを一体的に進めている。具体的には、収入面では、収入の多様化策として「募金の強化」、「外部資金調達の強化」、「積極的な施設外部貸出」等に取り組み、学納金以外の収入源の拡大を進めている。一方、支出面では、予算編成方針に基づき、「ペーパーレス化」、「優先度の低い事業の見直し」、「契約の再確認」などを通じて、毎年度、経常的なコストの削減・抑制に努めている。 また、2031年度を目途に大学の全学部学科を渋谷集約するについては、同事業に多額の投資を伴うことから、長期にわたる資金計画を策定し、財務安定化と教育研究活動の継続性の両立を図っている。 危機管理については、重大事案が発生した際に速やかに理事長をはじめとした役員へ情報共有できる体制を整備し、迅速な対応・意思決定が可能な基盤を構築している。